

情勢を正しく分析検討したる結果、廣汎なる失業保險制度確立のための準備工作的意圖をもつて、多大の財政的負擔を敢てして前年度より引つゞき失業海員に對する授産事業を経営した。その成果は更に失業保險制度への發展的移行段階としての共済制度の獲得を見た。

此の如く、産業の健全性助長を通じて労働者の生活向上を意圖する本組合運動の根本精神が、幾多の實踐を経て社會的に認識せられた結果として、多年の主張たる船内労働監督制度の確立を船舶安全法の裡に獲得しえたと同時に、日支船員交代の輿論的支持となり、又失業保險法の先驅的形態としての失業船員共済制度に對する助成運動の成果を收め得たのである。

更に組合のこの健全なる運動は、對船主關係に於いても着々としてその實績を擧げ、第十二回年度大會に於いて決議したる邦船邦人主義の確立、各種手當的部分的復舊、航路手當規準の確立、主席料理人の貽長並待遇等を實現せしめ、又五百五十件の船内及個人交渉を通じて、組合員の生活權擁護に貢獻する事を得たのは、過去一年間に於ける社會不安の増大と對比して尙吾々の喜びとする處である。

斯くて本組合が無産階級解放運動に於いて占むる地位は、今や實質的に極めてその重要性を増大したが、是は常に國內的のみならず、國際的にも等しくその認識を深めた結果として、昭和八年十二月巴里に開催された第十回聯合海軍委員會に於いては、各國労働團を主導し、遂に國際労働局理事會の議を経て、一九三五年中に海事特別總會の開催を決定せしむるに至つた。

以上吾々は過去一ヶ年間の業績について大觀したが、顧みて第十二回年度大會決議の大部分に對して尙未だ充分なる解決を與へ得なかつたことに就いては最も遺憾とする處であつて、此等の問題に實質的解決を與ふるがために、益々組合員各位の絶

組 合 役 員

組 合 役 員(規約第三條)

組 長 濱 田 國 太 郎
副 組 長 堀 内 長 榮
評 議 員 六 百 名(氏名省略)

專 門 部 長 及 部 員(同第十四條)

組 織 部 長(兼) 堀 内 長 榮
國 際 部 長 米 窪 滿 亮
調 査 部 長 那 賀 源 三 郎
政 治 部 長 宮 本 官 治
教 育 出 版 部 長 西 卷 敏 雄
會 計 部 長 德 田 五 郎
(各部々員氏名省略)

顧 問(同第十五條)

岡 崎 要 次 郎
都 竹 憲

船 内 幹 事(同第十六條)

(氏 名 省 略)